

意見書案第5号

グリーンヒル奥の森林における空気銃ゲーム場整備について
法の厳格な運用を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年6月19日

逗子市議会議長 眞 下 政 次 殿

逗子市議会議員 高 野 毅



同 八木野 太 郎



同 根 本 祥 子



同 橋 爪 明 子



同 加 藤 秀 子



同 松 本 寛



同 田 中 英一郎



同 匂 坂 祐 二



同 丸 山 治 章



(別紙)

グリーンヒル奥の森林における空気銃ゲーム場整備について
法の厳格な運用を求める意見書

グリーンヒルのつばき公園脇の市道からアプローチする森林（逗子市沼間5丁目9
17-1及び他8筆）約2.1haにおいて、昨年10月頃より事業者が出入りし、エ
アシューティング場の開園のため整備を行っており、周辺住民に対し、5月25日か
ら利用を開始する旨、通告してきている。

当該森林に至る市道には、車両通行止めの柵が設置されており、事業者は山林の維
持管理との申告により、市から鍵を貸与されているが、実際はエアシューティング場
の整備工事であり、市街化調整区域である当該地において、森林の伐採、土砂の搬入
等を行っている。

また、当該地には便所が1ヶ所設置されており、この施設がエアシューティング場
のために設置されているとしたら、市街化調整区域である当該地において、同施設は
違法建築物に当るものとも考えられる。

よって、神奈川県におかれては、法の厳格な運用を徹底し、事業者に対し、必要に
応じて適切な措置を講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月19日

逗子市議会